

【判例ID】	29049510
【裁判年月日等】	平成30年3月1日 / 東京地方裁判所 / 民事第28部 / 判決 / 平成29年(ワ)31702号
【事件名】	発信者情報開示請求事件
【裁判結果】	認容
【裁判官】	田中一彦
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	-

29049510

東京地方裁判所  
平成29年(ワ)第31702号  
平成30年03月01日  
東京都(以下略)  
原告 X  
同訴訟代理人弁護士 原田學植  
服部毅  
阿部克臣  
東京都(以下略)  
被告 株式会社ラネット  
同代表者代表取締役 A  
同訴訟代理人弁護士 清水琢磨  
稲葉直紀

#### 主文

- 1 被告は、原告に対し、別紙1(発信者情報目録)記載の情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

主文と同旨。

##### 第2 事案の概要等

###### 1 事案の要旨

本件は、弁護士である原告が、電気通信事業を営む会社である被告に対し、インターネット上の短文投稿サイトであるB(以下「B」という。)において発信された別紙3(投稿記事目録)記載の各記事(これらを総称して以下「本件各投稿記事」といい、個々の投稿記事については、同目録記載の番号に従って「投稿記事1」などという。)に係る情報の流通によって人格権(アイデンティティ権)、名誉権及び氏名権を侵害されたものであり、本件各投稿記事の発信者に対する損害賠償請求権の行使のために必要であるとして、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)4条1項に基づき、上記権利の侵害に係る発信者情報(別紙1。以下「本件発信者情報」という。)の開示を求める事案である。

2 前提事実(証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがなく、当事者において争うことを明らかにしない事実である。)

## (1) 当事者等

ア 原告は、法律事務所クロスに所属する弁護士（第一東京弁護士会所属）である。

イ 被告は、電気通信事業を営む株式会社であり、法4条1項の「特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」（以下「開示関係役務提供者」という。）に該当する。

ウ Bは、1 ツイッター、インク（Twitter, inc. 以下「ツイッター社」という。）が管理するインターネット上の短文投稿サイトであるところ、2 そこへの投稿（以下「ツイート」ともいう。）は、法2条1号にいう特定電気通信に該当する（弁論の全趣旨）。

(2) 本件各投稿記事の発信（甲1。本件各投稿記事の発信者を以下「本件発信者」という。）

ア 本件発信者は、平成29年（2017年）6月23日午前2時50分、短文投稿サイトであるBにおいて、「（省略）」とのアカウント（「C」との名前〔ハンドルネーム〕が用いられている。このアカウントを以下「本件アカウント」という。）を用いて、「私の姪のD、先ほど亡くなられたとの第一報。初めて出会ったよく泣く元気な赤ちゃんのときが昨日のよう。最期まで笑顔を絶やさなかったようで。ご冥福をお祈りいたします。」との内容の投稿記事1を発信した。

イ 本件発信者は、平成29年（2017年）6月23日午後0時21分から同日午後1時12分にかけて、短文投稿サイトであるBにおいて、本件アカウントを用いて、連続して次の（ア）から（キ）までの内容の記事（投稿記事2から投稿記事8まで）を発信した。

## (ア) 投稿記事2

「 故D様に関する t w e e t について

現在私の昨夜の t w e e t に関して炎上中で、厳しいお言葉もたくさんいただいております。いくつかのご指摘の通り私XはDの叔父ではなく血縁関係にもございません。事の次第は私の仕事上の知人（依頼者）の医師からの情報提供に始まります。」

## (イ) 投稿記事3

「 故D様に関する t w e e t について＝2

昨夜、その医師からDさんが亡くなったとの情報を頂いた当職は、「この情報を t w e e t すればリツイート等話題になれるのではないか」と考えました。しかし、ただ医師から聞いたとただけではさすがに論理的に問題があると思ひ留まりました。」

## (ウ) 投稿記事4

「 故D様に関する t w e e t について＝3

でも、せっかく情報を頂いたのだから話題になりたいと考えた当職は、親族であれば情報を知っていてもおかしくないのではと思ひ至り、当該 t w e e t を致しました。夫のE氏をはじめ関係者様、ご迷惑をおかけした皆様大変申し訳ございません。」

## (エ) 投稿記事5

「 故D様に関する t w e e t について＝4

今朝のE氏のブログ更新、報道の大きさを見て当職が自分でしてしまったことの愚かさを実感するところです。当職の浅はかな行動が当職に関係のないところにまで影響を与えてしまい、当職は本当に後悔しております。」

## (オ) 投稿記事6

「 故D様に関する t w e e t について＝5

売名行為などと言われておりますが、しかし当職がこのBを始めたのは何よりも困っている方に当事務所に相談に来ていただいて一様に安心なされた顔になって頂きたい一心でございました。弁護士になったのも全ては人助けのためです。」

## (カ) 投稿記事7

「 故D様に関する t w e e t について＝ 6

昨夜のDさんに関する t w e e t も、話題になれば当事務所を知った、今現在苦しんでいるとうすればいいか分からない声なき声にも当職が力になることができるかもしれないと考えたためです。当職は困っている方の力になりたいだけです。」

(キ) 投稿記事 8

「 故D様に関する t w e e t について＝ 7

最後に当職の行為での迷惑をおかけした関係者の方々大変申し訳ございません。

なお当職に対するネット上での誹謗中傷につき弁護士に対する名誉毀損行為を行った者には今後しかるべくした対応を検討しております。ネット上は無法地帯ではないのですよ」

(3) 本件アカウントの凍結手続

本件アカウントについては、平成29年(2017年)6月25日午前6時30頃までに、ツイッター社により凍結の手続が執られ、本件各投稿記事をインターネット上において閲覧をすることができなくなった(乙1、2)。

(4) ツイッター社から開示された本件発信者に係る発信者情報等

原告がツイッター社から開示された本件発信者に係る発信者情報(IPアドレス及びログイン日時)は、別紙2(開示情報目録)のとおりであったところ、別紙2記載のIPアドレスは、ソフトバンク株式会社が保有するものであるが、同社は、これを自ら使用しているものではなく、被告に対してこれを割り当てているものである(甲2～6、14)。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各投稿記事に係る情報の流通によって原告の権利が侵害されたことが明らかであるか否か(争点1)

ア 原告の主張

(ア) 人格権(アイデンティティ権)の侵害

本件各投稿記事は、法律事務所クロスに所属する弁護士としての原告名を騙るものであるところ、インターネット上で非常に多くの閲覧者たちによって拡散されたものであって、原告においては、本件各投稿記事により、真に原告がこれらを投稿したと勘違いした人たちから、法律事務所クロスに所属する弁護士である原告が不謹慎かつ愚劣な売名を図ったものと誤解され、信用を毀損されている。本件各投稿記事は、自己認識による人格的同一性だけでなく、他者との関係において人格的同一性を保持する利益としての原告の「アイデンティティ権」を深刻に侵害するものである。

(イ) 名誉権の侵害

本件各投稿記事は、弁護士である原告が、売名行為のために、依頼者から得た人の生死に関わるセンシティブ情報を外部に流出させたとの事実を適示するものであり、一般の読者をして、1 原告が弁護士として許されない守秘義務違反(弁護士法23条、刑法134条違反)を行っている、

2 原告が売名行為のために人の生死を利用しているものと誤信せしめ、もって、原告の社会的評価を著しく低下させるものであって、原告の名誉権を著しく侵害するものである。

(ウ) 氏名権の侵害

氏名権・パブリシティ権と呼ばれる「氏名、肖像を第三者に使用されない権利」が裁判上認められている(東京高裁平成14年9月12日判決・判例時報1809号140頁参照)ところ、本件各投稿記事は、原告の氏名を無断で使用するとともに、原告の職業(弁護士)についても肩書として冒用するものであって、原告の氏名権を侵害するものである。

(エ) 違法性阻却事由の不存在

本件各投稿記事の発信に関しては、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情は存在しない。

(オ) まとめ

以上からすれば、本件各投稿記事に係る情報の流通によって原告の権利が侵害されたことは、明らかである。

#### イ 被告の主張

##### (ア) 人格権(アイデンティティ権)の侵害について

1 本件各投稿記事に係るハンドルネームには原告の氏名と同一の表記が使用されているが、原告のアカウントそのものが偽装又は乗っ取られたわけではないこと、2 本件各投稿記事が一般人に対し閲覧に供されていた期間は2日間にとどまること、3 原告は、本件各投稿記事が発信された3日後(平成29年6月26日)には、他のウェブページにおいてこれらが「なりすまし」によるものである旨を自ら明言し(乙1)、更にその翌々日(同月28日)には、全国紙においても、これらが「なりすまし」の投稿であった旨報道されている(乙2)こと、4 本件各投稿記事は、「私の姪のD」という原告とD氏の年齢(39歳と34歳)からして考え難い関係性をうたうツイートから始まり、それに続くツイートも原告が売名目的を自供するような荒唐無稽な内容に終始していることや、本件アカウントが本件各投稿記事の発信まで約1年半にわたり放置されていたものであることからすれば、一般人をして、真に原告が本件各投稿記事を発信したものでないことは明白であり、本件各投稿記事による原告への効果及び影響は限定的なものであって、損害賠償の対象となるような人格的同一性の侵害があったとまでは評価できない。

##### (イ) 名誉権の侵害について

前記(ア)のとおり、本件各投稿記事の内容は、真に原告が行ったものであるとは考え難い発言に終始している上、それが一般人への閲覧に供されていた期間も2日間にとどまり、かつ、その後すみやかに原告自身の説明及び全国紙の報道によって「なりすまし」の事実が明らかにされている。これらの事情を前提に、一般人の普通の注意の仕方を基準に検討すると、本件各投稿記事の発信により原告の社会的評価が低下させられたとは考え難く、これにより原告の名誉権が侵害されたとはいえない。

##### (ウ) 氏名権の侵害について

原告引用の裁判例は、いわゆる「物」のパブリシティ権(氏名、肖像等から生ずる顧客誘引力の持つ経済的利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利)が問題となった事案であり、本件とは根本的に事案を異にする。また、その点を措くとしても、既に述べたとおり、本件各投稿記事の内容は、一般人から見て、到底、真に原告が行ったものであるとは考え難い発言に終始しているのであって、ハンドルネームが原告の氏名と同一表記であるからといって、原告の「氏名権」を侵害したものと評価できない。

#### (2) 原告において本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか否か(争点2)

##### ア 原告の主張

原告は、本件発信者に対してアイデンティティ権侵害、名誉権侵害及び氏名権侵害による不法行為に基づく損害賠償を求めるために本件発信者情報の開示を求めるものであるから、原告においては、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

##### イ 被告の主張

争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件各投稿記事に係る情報の流通によって原告の権利が侵害されたことが明らかであるか否か(争点1)について

(1) 本件アカウントは、原告が開設したものではないところ(甲7、11、13、乙1、2)、本件アカウントの「(省略)」との表記は、原告が所属する「法律事務所クロス」の英語表記を連想させる「(省略)」との部分と原告の氏をローマ字表記した場合の冒頭の文字である「(省略)」とが組み合わされたものであり、また、本件アカウントにおいて用いられている名前(ハンド

ルネーム)は、原告の氏名、職業及び所属事務所と同一の表示が組み合わされたものである。

これらの点からすれば、一般人の普通の注意の仕方を基準とした場合、本件アカウントは、原告がこれを開設したものと理解されるのに十分なものというべきであり、本件アカウントを用いて行われたツイートについては、原告によって投稿されたものであるとの印象を読者に与え得るものであると評価することができるものというべきである(加えて、本件アカウントに係るウェブページには、「平成27年2月16日、インターネット上の法律問題に特化した法律事務所として、当事務所を開設しました。」との記載がされ、そのヘッダー画像も原告が所属する法律事務所を示すものと理解できるものとなっており〔甲10〕、本件アカウントを用いて行われたツイートに接した一般の読者が、当該ツイートが真に法律事務所クロスに所属する弁護士である原告によってされたものであるかを本件アカウントに係るウェブページにアクセスして確認しようとした場合には、アカウント名及びハンドルネームの表記から受けると考えられる上記のような印象をより強くするのが通常であると考えられる。)

(2) 本件各投稿記事は、その投稿時刻及び内容の関係性に照らすと、一連一体のものとして評価されるべきものというべきところ、一般人の普通の注意の仕方を基準としてその内容を見ると、弁護士である原告が、依頼者である医師から得た著名人(D氏)の死亡という社会通念上慎重な取扱いが求められる情報を、売名行為のために、原告とD氏との身分関係を偽ってB上に公開したとの事実を摘示するものというべきである。

(3) これらの点からすれば、本件アカウントを用いて投稿された本件各投稿記事は、弁護士である原告の社会的評価を低下させるに十分なものというべきところ、本件各投稿記事に係る情報は、一般人への閲覧に供されていた期間は2日間程度にとどまるものの、その間、多くの者にリツイートされるなどしてインターネット上に広く拡散され、原告のもとに本件各投稿記事への抗議等も多く寄せられたこと(甲7、10、13、乙1、2)に照らせば、本件各投稿記事により原告の社会的評価の低下という結果が生じたものと認めるのが相当である。そして、本件における全ての証拠を検討しても、この点について違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情は認められないから、本件各投稿記事に係る情報の流通により、原告の名誉権が違法に侵害されたことは明らかというべきである(以上述べたところと異なる被告の主張は、採用することができない。)

(4) そうすると、争点1に関する原告のその余の主張の当否につき判断するまでもなく、本件各投稿記事に係る情報の流通によって原告の権利が侵害されたことが明らかであるものというべきである。

2 原告において本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか否か(争点2)について

争点1について述べたところ及び証拠(甲7)によれば、本件において、原告は、本件発信者に対して名誉権侵害による不法行為に基づく損害賠償を求めるために本件発信者情報の開示を求めているものと認められるから、原告においては、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるものというべきである。

### 3 結論

以上の次第であって、原告の請求は、理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

民事第28部

(裁判官 田中一彦)

別紙(省略)